（削る）

（削る）

（削る）

2　資格取得者は、その資格を喪失した場合において、その資格を取得した日とその資格を喪失した日が同じ月に属するときは、速やかに、次に掲げる事項を記載した届書を存続組合に提出しなければならない。

一　届出人の住所、氏名、性別、生年月日及び基礎年金番号

二　厚生年金保険の被保険者の資格を喪失した年月日

3　第一項の申出書及び前項の届書には、第一項第二号及び前項第二号に掲げる事項を証明する書類を添えなければならない。

（資格取得者が死亡した場合の届出）

第四十四条の五　資格取得者が死亡したとき（特例年金政令第二十五条の三第一項本文の規定による返還すべき額が存続組合に全額返還されている場合又は前条第二項の規定による届出が提出されている場合を除く。）は、平成十三年統合法附則第四十九条第三項の死亡の届出義務者は、速やかに、次に掲げる事項を記載した届書に死亡を証する書面を添え、これを存続組合に提出しなければならない。

一　当該死亡の届出義務者の住所、氏名及び当該死亡の届出義務者と資格取得者との続柄

二　資格取得者の氏名、生年月日及び基礎年金番号

三　資格取得者が死亡した年月日及びその事由

（特例退職一時金、特例減額退職一時金、特例通算退職一時金、特例遺族一時金又は特例通算遺族一時金の支給を受けた者に係る併給調整事由該当の届出）

第四十四条の六　特例退職一時金、特例減額退職一時金、特例通算退職一時金、特例遺族一時金又は特例通算遺族一時金の支給を受けた者は、その者が併給調整年金（その者にこれらの一時金を支給しなかったとしたならば、平成十三年統合法附則第二十五条第五項において読み替えて準用する廃止前昭和六十年農林共済改正法附則第十条第二項第一号（イを除く。）又は第三号（イを除く。）に該当することにより、特例退職年金、特例減額退職年金、特例通算退職年金、特例遺族退職年金又は特例通算遺族年金の支給を停止することとなる他の年金である給付をいう。以下この条において同じ。）の支給を受けることとなるときは、速やかに、次に掲げる事項を記載した届書を存続組合に提出しなければならない。

一　届出人の住所、氏名、性別、生年月日及び基礎年金番号

二　併給調整年金の名称、その支給を行う者の名称、その支給を受けることができることとなった年月日並びにその年金証書の記号及び番号

三　特例退職一時金、特例減額退職一時金、特例通算退職一時金、特例遺族一時金又は特例通算遺族一時金の支給額及び特例年金政令第二十五条の三第四項に定める返還の方法

（特例遺族共済一時金、特例遺族一時金又は特例通算遺族一時金の支給を受けた者が婚姻等をした場合の届出）

第四十四条の七　特例遺族共済一時金の支給を受けた者が平成十三年統合法附則第三十七条第六項において準用する廃止前農林共済法第五十二条第二号から第四号までのいずれかに該当するに至った場合、特例遺族一時金の支給を受けた者が平成十三年統合法附則第四十二条第十項において準用する廃止前旧制度農林共済法第四十八条第二号から第四号までのいずれかに該当するに至った場合又は特例通算遺族一時金の支給を受けた者が平成十三年統合法附則第四十三条第三項において準用する廃止前旧制度農林共済法第四十九条の三第三項において準用する昭和